

## 行政監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事等から通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月30日

石川県監査委員 中村 勲  
同 北村 繁盛  
同 東方 俊一郎  
同 喜田 羊支子

### 第1 公表の範囲

平成18年度及び平成20年度に実施した行政監査の結果に基づき講じた措置について、通知を受けた事項

### 第2 公表の概要

#### 1 平成18年度行政監査の結果に基づき講じた措置について

平成18年度行政監査「公共事業関連附帯施設の安全・安心対策について」において指摘した事項87件のうち2件（84件は措置済み）について、知事から通知を受けた。

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
石川農林 総合事務所 （新砂川） （親水公園）	県と市町等との間で管理委託契約がされていないのに、実質的に市町が管理しているものがあつた。 速やかに管理委託契約を締結し、適正な財産管理に努める必要がある。	平成21年6月に、川北町と、財産譲与契約を締結し、引き渡しを行ったことにより、財産管理が町に移管された。
中能登農林 総合事務所 （三明農村） （公園）	管理棟、シャワー室、トイレについて、建物登記がされていないものがあつた。 規則に沿った取り扱いとなるよう改善する必要がある。	平成21年5月に、建物登記を完了した。

#### 2 平成20年度行政監査の結果に基づき講じた措置について

平成20年度行政監査「庁舎等に設置されている駐車場の管理について」において指摘した事項5件のすべてについて、知事等から通知を受けた。

所属名	監査結果の概要	監査結果に基づき講じた措置
県立大学	<p>来庁者用駐車場の一部の区画線が消えかかって、ほとんど見えなくなっている。</p> <p>区画線を引き直すことで利用しやすいものとする必要がある。</p>	<p>平成20年12月に、見えなくなっていた来庁者用駐車場の区画線を引き直し、利用しやすいものとした。</p>
管財課 (幸町庁舎)	<p>車いす使用者用駐車施設が石川県バリアフリー社会の推進に関する条例に係る幅の基準を満たしていないもの及び設置場所が傾斜しているものがある。</p> <p>基準に適合する幅及び水平な位置で設置する必要がある。</p>	<p>平成21年1月に、幅の基準を満たしていなかった1駐車区画については、幅を広げ、また、傾斜していた1駐車区画については、位置を変更し、傾斜のない場所に設置することにより、基準に適合するものとした。</p>
いしかわ子ども交流センター小松館	<p>来庁者用駐車場の一部の区画線が消えかかって、ほとんど見えなくなっている。</p> <p>区画線を引き直すことで利用しやすいものとする必要がある。</p>	<p>平成21年3月に、見えなくなっていた車いす使用者用駐車場(1台分)の区画線を引き直し、利用しやすいものとした。</p>
九谷焼技術研修所	<p>来庁者用駐車場の一部の区画線が消えかかって、ほとんど見えなくなっている。</p> <p>区画線を引き直すことで利用しやすいものとする必要がある。</p>	<p>平成21年4月に、見えなくなっていた車いす使用者用駐車場(1台分)の区画線を引き直し、利用しやすいものとした。</p>
鶴来高等学校	<p>車いす使用者用駐車施設からの経路が長い。</p> <p>車いす使用者用駐車施設は経路の長さができるだけ短くなる位置に設置する必要がある。</p>	<p>平成21年2月に、職員正面玄関から最短距離に位置する場所に、車いす使用者用1区画を設置した。</p>